

令和4年度 第3回 全国健康保険協会 兵庫支部評議会 議事概要

1. 日時：令和5年1月10日 火曜日 10：00より
2. 場所：ホテル北野プラザ六甲荘
3. 出席評議員（9名中8名出席）〈50音順：敬称略〉
 - ・被保険者代表：金勢 春代 ・学識経験者：品田 充儀 ・事業主代表：清水 俊純
 - ・事業主代表：瀬川 里志 ・被保険者代表：西田 浩樹 ・学識経験者：羽田 由可
 - ・被保険者代表：檜原 由紀路 ・学識経験者：三上 喜美男
4. 議事
 - (1) 令和5年度保険料率について
 - (2) インセンティブ制度における実績報告と収支見通しの検証結果について
 - (3) 令和5年度兵庫支部事業計画（案）について
5. 配布資料
 - ・資料1-1 令和5年度保険料率について
 - ・資料1-2 令和5年度保険料率について（参考資料）
 - ・資料1-3 令和5年度保険料率について（支部評議会における意見）
 - ・資料2-1 インセンティブ制度に係る令和3年度実績について
 - ・資料2-2 収支見通しの検証結果について
 - ・資料3-1 令和5年度兵庫支部事業計画（案）主要事項〈抜粋〉
 - ・資料3-2 令和5年度兵庫支部事業計画（案）について
 - ・資料3-3 令和5年度兵庫支部保険者機能強化予算（案）について
6. 議事の経過

1. 令和5年度保険料率について

【資料1-1・1-2・1-3に基づき事務局より説明】

（事業主代表）

- ・準備金がこれだけ積み上がっているのに、赤字になると言っている根拠がはっきりしない。人口の推移から言うと今後働き手が少なくなるのは明らかであるが、わずかな料率の上げ下げで対応できるものではなく、根本的な構造を変えていく必要がある。

（事業主代表）

- ・年金も含めた全世代型社会保障のあり方を議論すべきである。

・料率について言えば、初めから 10%維持が決まっているのであれば評議会で議論しても意味がないと感じる。準備金がどの程度積み上がれば料率を下げるができるのかについての基準を明確にすべきところだが、準備金がどれだけ貯まっても料率を下げないのであれば、準備金を財源にしてインセンティブ制度の影響額を大きくすべきだと考える。現状の制度では影響が小さすぎて頑張り甲斐がない。

（被保険者代表）

・世代ごとの社会保障に対する考え方は変わってきているが、その辺りの分析が不十分で、同じような議論を毎年繰り返しているのはどうかと思う。
・医療機関を受診する際の自己負担額には変更はないか。

（事務局）

・医療機関窓口での負担額は、2年に一回の診療報酬改定があり、そこで決まる。

（学識経験者）

・資料の各支部評議会の意見集約を見ると「10%を維持すべき」が39支部となっているが、中身を見ると10%維持でやむを得ないということであり表現方法には疑問がある。
・最高料率と最低料率を比べると月々の保険料負担の差は無視できない額になっており、保険料抑制のために各支部が取り組む必要性を再確認した。
・10%の次の基準をどこに置くのかについても注視していく必要がある。安易に切りの良い数字とすべきではない。

（学識経験者）

・10%維持が既定路線になっているが、その検証が十分にされていない。
・料率の決定方法がわかりにくく、何をすれば料率が下がるのかが見えない。

（事務局）

・兵庫支部の一人当たり医療費が全国平均より低くなれば、料率が10%以下になる計算だが、そのために何をすべきなのかということ、現状の医療費が全国平均以上であることの原因の検証とともに考えていかなければならない。

（学識経験者）

・医療へのアクセスの良さが医療費に与える影響が大きいと考えられる。

（学識経験者）

・現行の都道府県料率決定の仕組みが適切であるかの検証は必要である。佐賀支部の評議会

の意見を見ると、この仕組みへの問題提起がされている。料率が高くなっている原因が、支部間の不公平感を生むようなものなのであれば、仕組みを見直す必要もあるのではないか。

（事務局）

・佐賀支部の医療費が高い明確な理由はわかっていないが、本部が医療費の高い3支部の医療費分析を行うことになっている。

（学識経験者）

・分析に当たっては、介護保険との関連も見べきである。社会的入院が多い可能性もある。
・医療へのアクセスが良いということは、当該県民がそれだけ医療を享受しておりメリットでもある。料率が高いデメリットだけではない点も考慮すべきである。

（被保険者代表）

・全国で同じ水準の医療の提供を受けられることが前提であるのだから、保険者・被保険者が医療費適正化の努力をすべきなのは当然として、保険料率は全国一律とすべきではないか。

（学識経験者）

・各支部の取り組みを促すための制度なのであろうが、諸外国の保険制度において、地域で料率が違うというのは聞いたことがない。保険料率のあり方をどうすべきか、大きな課題である。

（被保険者代表）

・今回初めて評議会に出席したが、これまでは決定後の保険料率を受け取るだけでプロセスを知る機会がなかったが、決定までに多くの議論がされていることがよくわかった。

2. インセンティブ制度における実績報告と収支見通しの検証結果について

【資料 2-1・2-2に基づき事務局より説明】

（事業主代表）

・インセンティブ制度の結果では、医療費の高い支部が上位に入っているが、これらの支部の医療費が下がっていないところを見ると、インセンティブの指標が医療費抑制に効いていないのではないか。

（学識経験者）

・インセンティブの指標が合理的なものなのかについては検証が必要である。現状指標になっているものに医療費抑制効果があるのかは疑問である。科学的により合理的な指標を探し

てほしい。

（学識経験者）

・インセンティブ制度を導入後、数年が経過しているが、1位の支部について翌年以降どのような効果があったかという検証はしないのか。

（事務局）

・短期的には健診受診が増えると医療費は高くなる。ただ、将来的に重症化するとより高額な医療費が生じるためトータルで見ると必要があると考えている。

（学識経験者）

・長期的に見ても必ずしも医療費抑制につながるとは言い切れない。制度の意義については、加入者の健康作りという福祉的観点からの説明も考えるべきである。

（事業主代表）

・インセンティブ制度の最終的な目的は加入者の健康度を高めることだと思うが、上位の支部の加入者の健康度が本当に高まっているのかを検証する必要がある。もし、健康に寄与していないのであれば意味のないものになってしまうのではないか。

（学識経験者）

・収支見通しについて、短時間労働者の適用拡大の影響はどう見込まれるか。

（事務局）

・これまで被扶養者であった方が被保険者となって保険料負担することになるため、協会の財政面にはプラスに働くと見込まれる。

（事業主代表）

・共済組合の適用拡大は、収支にどう影響する見込みか。

（事務局）

・共済に移管した被保険者の医療費がどの程度であったかによるが、現時点では何とも言えない。

（事業主代表）

・来年度は、最低賃金の引き上げ幅が大きくなる見込みであり、協会の収入がさらに増えると思われる。そういった要素も含めて収支見通しを出さなければならない。

3. 令和5年度兵庫支部事業計画（案）について

【資料3-1・3-2・3-3に基づき事務局より説明】

（事業主代表）

・保険証回収が100%できていれば、返納金回収の必要もなくなる。返却先が日本年金機構と分かれてしまっていることが未回収になってしまう原因の一つであると認識しているが、そこをうまく調整することは困難なのか。

（事務局）

・本来は日本年金機構への資格喪失届提出時に保険証を添付するものだが、退職後事業所から本人に連絡が取れなくなり添付できないケースや電子申請のため保険証回収が遅れるケースなどで、喪失後受診が発生してしまっている。日本年金機構に対しては機会がある都度、協力要請をしている。

（事業主代表）

・デジタル化によって医療機関の窓口で資格の有無が確認可能になれば、喪失後受診は解消するということか。

（事務局）

・そのとおり。オンライン資格確認が始まっており、今後効果が表れるものと考えている。

（被保険者代表）

・業務グループのKPIを達成すると保険料率抑制等につながるのか。
・目標達成に向けた施策が昨年度と同様のものもあるが、さらに取り組みを強化しないのか。

（事務局）

・加入者サービスの向上のための指標が多いが、柔道整復施術療養費に関しては給付の適正化に向けたものである。
・同様の取り組みを継続するものについても、数値目標はより高くなっている。

（学識経験者）

・柔道整復施術療養費について、面接確認はどのくらい実施しているのか。

（事務局）

・現状、文書指導が主となっている。柔道整復施術療養費の審査は審査会で行っており、そ

の場で疑義のあるものを面接確認の対象としている。昨年は1件実施したところである。なお、患者への照会は年間20,000件弱実施している。

(学識経験者)

- ・厚労省でも重点事項として位置付けており、さらに審査を強化してもらいたい。

(学識経験者)

・請求は、柔道整復師の団体が取りまとめて行っていると聞いたが、団体と連携して適正化を進めると効果的なのではないか。

(事務局)

・審査会の審査委員には、団体からの代表も就任しており、施術者側の見解も参考にして審査を進めている。

(事業主代表)

- ・保険者機能強化予算について、予算枠と計画額との差額は、次年度に繰り越しできるのか。

(事務局)

- ・繰り越しはできない。

(被保険者代表)

・健康で長生きしたいということは、共通した希望だと思うので、保健予防事業には特に力を入れて行ってほしい。

(被保険者代表)

・保健指導実施率が伸び率も含めて全国と比べて低調であるが、情報通信技術の活用をさらに進めていくことで効果が見込めるのではないか。

(学識経験者)

・小規模事業所では、労働安全衛生法上の安全委員、衛生委員の設置がされないため、健康保険委員の役割には大きな意味がある。広報だけに止まらずに、メンタルヘルスへの意識をもってもらえるように講習なども実施していただきたい。